

県民のみなさまへの各種支援・猶予

1. 住まい

相談	制度	問合せ先	
離職等で住居を失った、失うおそれがある	住居確保給付金 (厚生労働省生活福祉資金の特例貸付・住居確保給付金特設ホームページ)	3か月間、県内の住宅扶助基準額を家主に支給 ※収入要件等諸条件あり	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村の自立相談支援機関 県厚生企画課 電話:076-444-3358(平日8時30分から17時15分まで) 厚生労働省住居確保給付金相談コールセンター 電話:0120-23-5572(9時から21時まで) 光陽興産株式会社 県営住宅管理センター 電話:076-471-5500
	県営住宅の提供	解雇・雇止めにより、寮や社宅の退去を余儀なくされた方に、県営住宅を提供	
県営住宅等の家賃の支払いが難しい	県営住宅家賃の減免及び徴収猶予	県営住宅入居者のうち、家賃の支払いが困難と認められる方の家賃の減免や徴収猶予等 ※収入要件等諸条件あり	<ul style="list-style-type: none"> 県建築住宅課 電話:076-444-3358(平日8時30分から17時15分まで)
インターネットカフェ等の代わりに泊まれるところを知りたい	一時生活支援事業	住居のない方に、一定期間宿泊場所等を提供 ※収入要件等諸条件あり	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村の自立相談支援機関 県厚生企画課 電話:076-444-3358(平日8時30分から17時15分まで)
住宅ローンの返済が困難	住宅ローンの返済猶予等の相談 (金融庁ホームページ)		<ul style="list-style-type: none"> 各金融機関 金融庁相談ダイヤル 電話:0120-156811(平日10時から17時まで)

2. 暮らし

相談	制度	問合せ先	
全ての方(令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記録されている方)	特別定額給付金 (特別定額給付金ポータルサイト)	一律1人10万円を給付	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村の窓口 総務省特別定額給付金コールセンター 電話:0120-260020(9時から20時まで)
	【関連】 DVなどで避難している方への支援	世帯主でなくとも、同伴者の文を含めて、特別定額給付金の申請を行い、給付金を受け取ることが可能	
子育て世帯への臨時特別給付金	子育て世帯への臨時特別給付金 (内閣府ホームページ)	令和2年3月時点で児童手当(本則給付)の対象となる子ども1人当たり1万円を給付 ※公務員の方を除き、申請手続きの必要はありません	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村の窓口 県子ども支援課 電話:076-444-3209(平日8時30分から17時15分まで) 内閣府子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター 電話:0120-271-381(平日9時から18時30分まで)
家計の維持が難しい	生活福祉資金貸付制度	一時的な資金が必要な方への緊急の貸付や生活立て直しのための安定的な資金の貸付を実施。	<ul style="list-style-type: none"> お住まいの地域の市町村社会福祉協議会 (福)富山県社会福祉協議会ホームページ) 厚生労働省個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談 コールセンター 電話:0120-46-1999(9時から21時まで) 時から20時まで)
	緊急小口融資(特例貸付) (厚生労働省ホームページ)	貸付上限:10万円(学校等の休業、個人事業主等の特例の場合は20万円) 据置期間:1年以内 償還期間:2年以内 無利子・保証人不要	
	総合支援資金(特例貸付) (厚生労働省ホームページ)	2人以上世帯は月20万円以内、単身は月15万円以内 据置期間:1年以内 償還期間:10年以内 原則3か月まで	
県税の納付が困難	納税が困難な方に対する徴収の猶予 (但し、一定要件を満たす場合)		<ul style="list-style-type: none"> 富山県総合県税事務所県東部担当 電話:076-444-4508(平日8時30分から17時15分まで) 富山県総合県税事務所県西部担当 電話:076-444-4631(平日8時30分から17時15分まで)
国税の納付が困難	国税の猶予制度 (国税庁ホームページ)	延滞金なし、かつ、無担保で、最大1年間納税を猶予 ※収入要件等諸条件あり	<ul style="list-style-type: none"> 国税局猶予相談センター(国税庁ホームページ) お近くの税務署(国税庁ホームページ)
市町村税の納付が困難	延滞金なし、かつ、無担保で、最大1年間納税を猶予 ※収入要件等諸条件あり		<ul style="list-style-type: none"> 各市町村の窓口
国民健康保険料の支払いが難しい	保険料等の徴収猶予等		<ul style="list-style-type: none"> 各市町村の窓口
国民年金保険料の支払いが難しい	国民年金保険料の免除等 (日本年金機構ホームページ)		<ul style="list-style-type: none"> 各市町村の窓口 お近くの年金事務所(日本年金機構ホームページ)
公共料金や電話料金等の支払いが難しい	支払期限の延長等		<ul style="list-style-type: none"> 各電気、ガス、水道、下水道、電話事業者等
運転免許センターの受付時間や有効期間の延長措置について知りたい	運転免許センターの受付時間や有効期間の延長措置	手続きを行うことで有効期間の延長が可能	<ul style="list-style-type: none"> 富山県警察本部運転免許センター 電話:076-451-0760、076-451-1720、076-451-2140 (平日9時から17時まで) 076-441-2211(代表)
厚生センターなどへの相談や医療機関への受診等に際して、手話通訳者等の同行が困難	新型コロナウイルス感染症等に対応した富山県遠隔手話通訳サービスの実施	ご自身でお持ちのスマートフォンやタブレット等を通じて、遠隔手話通訳を行うサービスを実施	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人 富山県聴覚障害者協会 FAX:076-441-7305 電話:076-441-7331
身体障害者手帳及び療育手帳の再認定(再判定)の延長	令和2年3月1日から令和3年2月28日までに再認定(再判定)を実施することになっている身体障害者手帳及び療育手帳の再認定(再判定)の期限に関して、身体障害者手帳については、1年間、療育手帳については、最大1年間延長することができる		<ul style="list-style-type: none"> 【身体障害者手帳及び療育手帳(18歳以上)】 障害者相談センター 電話:076-438-5560 【療育手帳(18歳未満)】 ○県東部にお住まいの方 富山児童相談所 電話:076-423-4000 ○県西部にお住まいの方 高岡児童相談所 電話:0766-21-2124
不妊治療の助成対象の変更	富山県特定不妊治療費助成事業	新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した夫婦について、時限的に年齢要件を緩和	<ul style="list-style-type: none"> 県健康課 電話:076-444-3226(平日:8時30分から17時15分まで)
マスクを購入したい	【終了】 マスク購入のあっせん事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスク販売を実施	<ul style="list-style-type: none"> 県県民生活課 電話:076-444-3129(平日8時30分から17時15分まで)
舞台芸術活動の再開・継続	「新しい生活様式」対応型舞台芸術活動支援事業補助金	補助金:上限20万円 補助率:対象経費の2分の1以内	<ul style="list-style-type: none"> 県文化振興課 電話:076-444-3436(平日8時30分から17時15分まで)

県民のみなさまへの各種支援・猶予

3. 教育

相談	制度	問合せ先
入学金、授業料、下宿代など、子どもの教育に必要な資金	<p>がんばる子育て家庭支援融資</p> <p>学校等に入学、在学するお子さんをお持ちの多子世帯(お子さんが3人以上の世帯)への融資</p> <p>【関連】「がんばる子育て家庭支援融資」元金返済猶予の特例制度</p>	<p>・県厚生部子ども支援課 電話:076-444-3208(平日8時30分から17時15分まで)</p>
高等学校等の教育費(授業料以外)の支払いが困難	<p>高等学校等奨学のための給付金</p> <p>公立高等学校</p> <p>私立高等学校</p> <p>家計急変により、非課税世帯に相当すると認められる世帯への給付</p>	<p>【保護者の住所が富山県内】</p> <p>○県内在学 ・在学している学校</p> <p>○県外公立学校在学 ・県教育委員会県立学校課 電話:076-444-3448(平日8時30分から17時15分まで)</p> <p>○県外私立学校在学 ・県企画調整室 電話:076-444-3159(平日8時30分から17時15分まで)</p> <p>【保護者の住所が富山県外】</p> <p>○県内在学 ・保護者がお住まいの都道府県</p>
私立高等学校の授業料の支払いが難しい	<p>富山県私立高等学校生徒奨学補助金(家計急変世帯への支援)</p> <p>家計急変事由が生じた世帯に対し、授業料を助成 金額:最大3万3千円(月額) 期間:家計急変事由が発生した月から翌年6月まで</p>	<p>・在学している学校県内私立高等学校</p>
大学・専門学校の授業料の支払いが難しい	<p>高等教育の修学支援制度(授業料減免・給付型奨学金)及び賞与型奨学金の家計急変</p> <p>各大学・専門学校独自の修学支援(授業料納付時期の猶予や授業料の減免)</p>	<p>・各大学・専門学校等の相談窓口(学生支援担当)</p> <p>・日本学生支援機構奨学金相談センター 電話:0570-666-301(平日9時から20時まで)</p>

4. 観光

相談	制度	問合せ先
地元で泊まろう! 県民割引キャンペーン	<p>県内宿泊施設の宿泊割引(「地元で泊まろう! 県民割引キャンペーン」)を実施</p> <p>【関連】地元で泊まろう! 県民割引キャンペーン同時開催県内市町村観光キャンペーン</p>	<p>・「富山県 地元で泊まろう!キャンペーン」事務局 電話:076-445-3578(9時から18時まで)</p>
富山県をもっと好きになる贈り物をあなたへ「ウェルカム富山県キャンペーン」	<p>国のGoToトラベルキャンペーンの期間中に、県内で宿泊した方(グループ)を対象に本県の特産品や体験メニューなどの特典を先着でプレゼント</p>	<p>○商品について 富山県いきいき物産株式会社 電話:076-444-7137 FAX:076-444-7133</p> <p>○キャンペーン及び対象施設について 名鉄観光サービス株式会社 富山支店 電話:076-431-8056 FAX:076-431-2056</p>
観光交通スーパーチケットキャンペーン	<p>県内交通事業者が現在発売している観光列車やフリー乗車券を「観光交通スーパーチケット」として、特別割引価格で購入することができるキャンペーンを実施</p>	<p>・県観光振興室 電話:076-444-3123(平日8時30分から17時15分まで)</p>
地元で遊ぼう! 『「ドコイコ?」とやま旅。』県民割引キャンペーン	<p>富山の魅力を再発見できる県内の様々な体験プランを期間限定50%OFFで販売</p>	<p>・三重交通 観光販売システムズ着地型ツアー 電話:050-3775-4727(10時から18時まで)</p>
富岩水上ライン県民割引キャンペーン	<p>富岩水上ラインについて、県民の皆さんを対象に、乗船料の半額割引を実施</p>	<p>・富岩船舶(株) 電話:076-482-3517</p>